

# 目 次

第1回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表） .....	1
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月23日） .....	3
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月24日） .....	9
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月26日） .....	13
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月27日） .....	33
第1回大宜味村議会臨時会会議録（3月1日） .....	51

# 第1回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和57年2月23日

会期7日間

閉会 昭和57年3月1日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
2月23日	火	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号～議案第18号 提案説明
2月24日	水	本会議	午前10時	議案第1号～議案第18号 (検討)
2月25日	木	休 会		
2月26日	金	本会議	午前10時	議案第1号～議案第18号 (検討)
2月27日	土	本会議	午前10時	議案第1号～議案第18号 (検討) 会期の延長
2月28日	日	休 会		
3月1日	月	本会議	午前10時	議案第1号～議案第18号 (検討) 質疑、討論、採決 閉 会



# 第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和57年2月23日

## 1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和57年2月23日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年2月23日 午後4時48分)

## 2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

## 3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 嘉 清 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	税務課長	宮里盛順君
助役	新城繁正君	経済課長	仲村順三君
教育長	宮城松一君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第5号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第6号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について

日程第10 議案第8号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について

日程第11 議案第9号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について

日程第12 議案第10号 喜納線改良舗装工事請負契約の変更について

日程第13 議案第11号 津波地区簡易水道施設工事請負契約の変更について

日程第14 議案第12号 白浜地区ほ場整備工事請負契約の変更について

- 日程第15 議案第13号 大宜味村営白浜地区ほ場整備事業賦課金変更について  
日程第16 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算  
日程第17 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算  
日程第18 議案第16号 大宜味村村有地の処分について  
日程第19 議案第17号 大宜味村村有地の処分について  
日程第20 議案第18号 大宜味村村有地の処分について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

よって、昭和57年大宜味村議会第1回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、6番 福地善雄君、7番 山川正行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時05分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

2番退場。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日から2月27日までの5日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は27日までの5日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時06分）

再 開（午前10時25分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第1号から日程第20 議案第18号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第1号、最近の経済事情にかんがみ、報酬及び費用弁償等を改める必要があり、この案を提出する。よろしくお願ひいたします。

議案第2号、最近の経済事情にかんがみ、報酬及び費用弁償を改める必要があり、この案を提出する。

よろしくお願ひいたします。

議案第3号、最近の経済事情にかんがみ、給与及び旅費を改める必要があり、この案を提

出する。よろしくお願ひいたします。

議案第4号、最近の経済事情にかんがみ、給与を改める必要があり、この案を提出する。よろしくお願ひいたします。

議案第5号、最近の経済事情にかんがみ、職員の給与及び手当額を改める必要があり、この案を提出する。別表につきましては職員をして説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議案第6号、最近の経済事情にかんがみ、日当及び宿泊料の額を改める必要があり、この案を提出する。よろしくお願ひいたします。

議案第7号、追加工事による増額分の契約変更をするため。よろしくお願ひいたします。

議案第8号、追加工事による増額分の契約変更をするため。よろしくお願ひいたします。

議案第9号、追加工事による増額分の契約変更をするため。よろしくお願ひいたします。

議案第10号、追加工事による増額分の契約変更をするため。よろしくお願ひいたします。

議案第11号、追加工事による増額分の契約変更をするため。よろしくお願ひいたします。

議案第12号、追加工事による増額分の契約変更をするため。よろしくお願ひいたします。

議案第13号、追加工事による増額分の賦課金を変更するため。よろしくお願ひいたします。

議案第14号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,727千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,634,286千円とする。なお、細部については職員をして説明させますので、よろしくご審議の程お願ひいたします。

議案第15号、これは総額に変更はございません。

総務費に280千円を追加しまして予備費から280千円の減額です。細部につきましては職員をして説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議案第16号、大宜味村村有林野を農業の用に供するため、昭和48年度に払い下げた村有林野について議会の議決を求めたいので、この案を提出する。これは大変申し訳ないことですが、林野払い下げ条例で可能であると思っていたわけですが、いろいろ法令や条例を検討してみますと、やはり議会の議決を要する条例の手続きを踏まなければいかんということで、今回過去のものでございますが法令、条例に基づきまして議会の議決を得なければいかんという解釈をいたしまして提案いたしているわけでございます。この過去のもの提案につきましては私共の事務の手違いにつきましては重々お詫びを申し上げて、ご審議をお願い申し上げたいと思っております。

議案第17号、大宜味村村有地を農業の用に供するため、昭和53年度に払い下げた村有林野について議会の議決を求めたいので、この案を提出します。これも前の議案と同じでございます。



議案第18号、大宜味村村有林野を農業の用に供するため、住民に払い下げて農業生産を向上せしめ農家の経済発展をはかる。よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○ 議長（玉城一昌君） 5 番入場。（午前11時21分）

休憩いたします。

休 憩（午前11時21分）

再 開（午後 4 時47分）

再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後 4 時48分）

# 第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 昭和57年2月24日

## 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年2月24日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年2月24日 午後4時57分)

## 2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君      書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第1号  | 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第2  | 議案第2号  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3  | 議案第3号  | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第4  | 議案第4号  | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第5  | 議案第5号  | 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例               |
| 日程第6  | 議案第6号  | 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例                |
| 日程第7  | 議案第7号  | 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について                |
| 日程第8  | 議案第8号  | 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について                |
| 日程第9  | 議案第9号  | 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について                |
| 日程第10 | 議案第10号 | 喜納線改良舗装工事請負契約の変更について                   |
| 日程第11 | 議案第11号 | 津波地区簡易水道施設工事請負契約の変更について                |
| 日程第12 | 議案第12号 | 白浜地区ほ場整備工事請負契約の変更について                  |
| 日程第13 | 議案第13号 | 大宜味村営白浜地区ほ場整備事業賦課金変更について               |
| 日程第14 | 議案第14号 | 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算                     |
| 日程第15 | 議案第15号 | 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算               |
| 日程第16 | 議案第16号 | 大宜味村村有地の処分について                         |
| 日程第17 | 議案第17号 | 大宜味村村有地の処分について                         |
| 日程第18 | 議案第18号 | 大宜味村村有地の処分について                         |

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第1号から日程第18 議案第18号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時56分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により明日25日は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日25日は休会することに決しました。

更におはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時57分）

# 第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第3号) 昭和57年2月26日

## 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年2月26日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年2月26日 午後4時57分)

## 2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	根路銘 安 昌 君	経 済 課 長	仲 村 順 三 君
助 役	新 城 繁 正 君	建 設 課 長	古我知 清 君
教 育 長	宮 城 松 一 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長	大 山 岩 昌 君
総 務 課 長	崎 山 勝 正 君	厚 生 課 長 事 務 取 扱 い 者	照 屋 林 克 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程 (第3号)

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第1号  | 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第2  | 議案第2号  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3  | 議案第3号  | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第4  | 議案第4号  | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第5  | 議案第5号  | 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例               |
| 日程第6  | 議案第6号  | 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例                |
| 日程第7  | 議案第7号  | 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について                |
| 日程第8  | 議案第8号  | 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について                |
| 日程第9  | 議案第9号  | 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について                |
| 日程第10 | 議案第10号 | 喜納線改良舗装工事請負契約の変更について                   |
| 日程第11 | 議案第11号 | 津波地区簡易水道施設工事請負契約の変更について                |
| 日程第12 | 議案第12号 | 白浜地区ほ場整備工事請負契約の変更について                  |
| 日程第13 | 議案第13号 | 大宜味村営白浜地区ほ場整備事業賦課金変更について               |
| 日程第14 | 議案第14号 | 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算                     |

日程第15 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第16 議案第16号 大宜味村村有地の処分について

日程第17 議案第17号 大宜味村村有地の処分について

日程第18 議案第18号 大宜味村村有地の処分について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ



○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第1号から日程第18 議案等18号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時11分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 7番（山川正行君） 特別職の給与について高いという批判もあるわけですが、人口8,000人から13,000人を推定して出された基準について、この基準より上回ってないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 特別職の報酬についてお手元に資料お上げしておりますように、大宜味村特別職報酬等審議会の審議も経てやっているわけです。1号議案につきまして長の報酬から比較しまして率を出しているわけです。

それで長のものが県の町村会の審議会の答申のやや1か年遅れということでありまして、それから基準を出しましてやっているわけでございます。長のものが1か年遅れということでそれから率ということでやっているわけです。

○ 7番（山川正行君） 確かに長を基準とした指数で出されているわけですが、4号議案までは指数そのものはそう大差ないわけです。ところが長のものを100とした場合ですから、長のものが8,000人から13,000人の町村の基準でしょう。その勧告は。ですから勧告にもあるように市町村の財政力指数、財政力に応じてそれが妥当かどうかということを知っているわけですが、妥当と思っていますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに各市町村の財政力関係もあろうと思うわけでございます。本村の財政状態から見まして1か年遅れは規模から考えまして、他の町村ともならみ合わせまして1か年遅れは妥当でないかというふうに考えているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 1号から4号に関連することではありますが、この数字を見た場合交付税の算定基準と比較してどういふようになっているかお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時20分）

再 開（午後1時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 特別職の場合の交付税の算定基準はいくらかということですが、国の決めました基準によりまして財政需要額というのが算定されます。そしてその財政需要額を算定したもから自己財源を引きまして、それが交付税ということになるわけです。それで直接こちらから財政需要額に算定してやる分には特別職の給与がいくらということはありません。ただ財政需要額を算定するに当たっての積算基礎は国においてあるようですが、それが基準単価といたしましては長の方は462,000円でございます。

○ 9番（松島重克君） 462,000円というのが交付税の算定基準額になっているということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 財政需要額に用いるところの基礎的な基準単価と言いますか、これだけが来るということは分かりません。そういうふうな積算いたしまして、財政需要額の算定はややこしいものがありまして、それだけ来るということは良く分からないわけなんです。

○ 9番（松島重克君） こういう人件費関係を審議するに当りましては、特に本村のように交付税に大きく頼る村におきましてはいくら交付税で流れて来るかということは非常に知る必要があるように感じるわけです。そういう意味からしても、又、村の予算編成の時点におきましても人件費に関して交付税はどのくらい来るかという基礎的な数字を押えておかなければいかんと思うんですがね。又、難かしいから分からないではいかんと思います。この辺はどのようにお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 基準財政需要額の積算に当りまして、これは基準を作るに当たっての国の決めたものでして、こちらから基準に応じまして財政需要額の積算がなされるわけでございます。ですからこれに特別職のものはいくら来たかというのは出て来ないわけなんです。と言うことは様式を見ますと計算出すところの基礎はいろいろなものを組み合わせて国が作るでしょうが実際にこれがいくら来たかということは積算するこちらのものに出て来ないわけです。

○ 9番（松島重克君） 積算基礎は出て来ないという答弁であります。積算して出て来ないということは私はあり得ないと思うんですがね。交付税で流れるからにはやはり一定の基準をおして算定されたものがあって、それ等の各分野が積算された額が交付税の全額というような形で流れて来ると思うんですよ。これは知ろうとなされてないんじゃないかと思うんですがね。どうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時49分）

再 開（午後2時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 交付税の算出資料というのがありまして、それに基づいて交付税の額を算出するわけですが、係数、補正係数という単位費用的なものがございまして。それを掛けた額が交付税の額がはじき出されてくるわけなんですけど、その中で人件費的なものは諸費というものの中に含まれています。しかし、その中で長がどれだけの額であるのか、助役がどれだけの額であるのかということは細くは分かりません。総体でこうだとは分かるわけですが、但し、給与単価についてどうかということになりますと地方交付税制度解説という中に単位費用編というのがありますが、その中に長がいくら助役がいくらという額が交付税の中に折り込まれていますよということになっています。

○ 9番（松島重克君） 一般的に考えまして交付税が流れて来るからにはそれなりの積算の基礎になる数字はなければならぬと思うんですね。考え方によっては逆算しても出るのではないかとこの考えも出るわけですね。やはり出た数字は何等かの基礎がなければ出て来ない。だからお話を聞いていますとどうも今までそういう数字を知ろうという考えをお持ちでなかったと思うんですね。やはり、交付税に頼る本村あたりはこういうものに交付税どのくらい流れて来ているかということは掌握しておかなければいかんと思います。どうですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かにその他の諸費を逆算していきますと正確な数字にはならないかも知れませんが、目安になる数字は出て来るかと思えます。私共もそういうことをしたことがありますけど合致はしません、ある程度目安になる数字が出て来るのではないかとこの計算は出来ると思えます。

○ 9番（松島重克君） そういう目安が出るならばそういう計算はする必要はないか。

○ 総務課長（崎山勝正君） これからはそのような数字もある程度はじき出してみまして、特別職報酬等審議会への諮問にしたいと思えます。

○ 9番（松島重克君） それからこういう人件費は諸費の中に入っているという答弁でしたが、そしてその諸費の中にいくら含まれているかということは自治省あたりから通達が来るということですが、通達が来る数字と本村が提案されている数字とどういうようになっているか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 昭和56年度地方交付税制度解説単位費用編が毎年自治省から流れて来ます。それが通達みたいになるわけですが、その本に示される数字は標準人口10万人をとらえています。その中で長が462,000円、助役が358,000円、収入役が315,000円という数字です。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第2号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第3号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第4号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第5号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 今回のベースアップを見ますと手当込みで7.14%、県の人事委員会が勧告した数字から見ますと2.24%の差が出ているわけですが、この数字を当局はどう考えているか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに県は4.90%、国の人勧は5.23%と知っているわけです。確かに7.14%は高いわけです。その中に前で手当を下げました見返りといまして手当を下げた約70%相当額を見返りとしてやろうということで、これが0.73%になるわけです。そういうようなことで高くなっているんですが、アップ率からしますと国や県より少し高いわけです。

○ 9番（松島重克君） 57年1月31日のタイムスの記事を見ますと、ラス指数が100を越えた場合には自治省は制裁措置として交付税をカットするという方針を打ち出しているわけですが、それからいきますと本村はこれに該当するということになるわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにラスパイレスの高い所は指導するということになっていますが、新聞紙上には確かに制裁措置ということもございしますが、助役、予算担当課長等の説明会では手当とかは今までカットするという説明はなされていますが、ラスにつきましてはいくら以上カットするということは説明なされていないようでございます。

更に今、自治省が直接指導やっているのは115以上の所を指導しているということを知っておりまして、ラス指数が100以上本当にカットされるかどうか、それにつきましては良く分からないわけではありますが、今後の自治省の考え方を十分聞かなければはっきりどうということは申し上げられないと思います。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁ではっきり申し上げられないとおっしゃっておられるものですから益々危ぐするわけでありまして。それから各市町村別のラス指数を見ますと、これは自治省、或いは県からの指導だと思うんですが、殆んど各市町村が国家公務員の給与に近づいて来ていると、結局ラス指数が下って来ているということです。ところが本村は逆に上向いている。こういう状況でいいのかどうかという大きな疑問を持つわけですが、これを見られてどういようにお感じでありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに54年から55年に上向いています。それは前にも手当をカットした分約6割相当額を給与に補てんしたわけでありまして。そういうものも関係するのではないかと思うんです。それで前に108ありましたが100.8まで下がったわけなんです。現在の定期昇給によっても随分変わるわけですが、長年勤務者がいる場合は本村の給与表で

はアップ率が低くなっておりまして、長年勤続者は上がる率が少ないということになりました。逆に若い人は確かに初任給は高いわけですし、それで極力我々としましても今後におきましてはそれ以上上がらんように努力はしなければいかんと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 最近の情勢が非常に厳しく町村の職員給与に目をそそいでいるというような状況であります。そういう最中で特に問題として感じられていることは一時金のカットが本棒に組み入れられるということですね。言葉を変えればヤミ給与ということになるわけですが、こういう状況が2か年続いているということについて現在の考えをお聞きしておきたいと思えます。

○ 村長（根路銘安昌君） この件については職員の実質的な収入をカット以前のものと差がないようにということで7割相当は組み入れましようとしているわけですが、手当関係が特別交付税から差し引かれるということで、給与面につきましてはそのような厳しいことはなかったので一応上げて、過去の例から見ましても108あったのが100.8まで下がったと経過から見まして追々落ちつくであろうという予想でこうやっているわけですが、手当のカット分を組み入れるということは妥当かどうかということよりも、職員の実質的な収入をそう差がないようにしようという考え方でやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 結局カット分の7割を見返りとして本棒に組み入れるということになりますと将来に向けて村の財政負担はどうなりますか。カットしないでそのまま一時金として出していた場合とカットして7割を本棒に組み入れた場合と村の財政的に負担がどうなるかという点をお聞きしたいわけです。

○ 助役（新城繁正君） 将来に向けての計算は実はやっておりません。ただ、期末手当のカット100分の30が高かったために55年度で受けた制裁措置は600万円、今回の場合カットした70%強ですが額にすれば130万円程になるわけですが、問題は600万円と130万円との単純な比較ではお答え出来かねますので仮に職員がこれから30年も勤めるということになりますれば、それにかかわって来る村が負担する負担金にどのようにはね返って来るのかと、補償する場合もここも一応考えて調整してやっているわけですが、今のところ計算をしたことがございませんので申し上げられませんが、この辺は検討に値する指摘だと思っています。

○ 9番（松島重克君） これは検討されなかったということであれば大きな不足であったと思えますね。将来に向けての村の財政負担がどうなるかということぐらひは考えてみられる必要があったのではないかと思います。私ぱつと見ましてこれはカットしない時点よりもカットして本棒に7割方組み入れる方が将来においては村の財政負担が大きくなるということとは明白であると思えます。これは本棒に組み入れた分だけでなしに職員の共済費等につきましても村の負担が増すということもあるわけですから、これが分からないでは困るわけ

です。これは将来に向けては村の財政負担が大きくなるということは明白であるわけです。

これは打ち消すことが出来ないのではないかと思いますがいかがですか。

○ 助役（新城繁正君） これは話し合いはしております。補償する段階でアップしたために自治体が持つ負担金を皆さんに返すものから我々は取りましょうという形で補償のし方を考えているわけですし、100分の520やっておいて毎年600万円も削られるということがこれから続くとすれば、この辺も考えなければいかにんのではないかと気がついていっているわけです。この時はまだ具体的な制裁は出て来ませんでしたのでそういうところまでは及ばなかったわけですが、とにかく一時金は制裁の対象になりそうだとということでありましたので、これは何とか率を落していく方法を考えなければいかにんのではないかとということで、ある程度の補償をしようということである程度の譲り合いということになったわけですが、将来に向けて考え合わせると確かに財政的な面からすればよっぽど考えてみなければいけないんじゃないかと感じているわけです。これは組合との合意に基づきまして提案をしているわけですので、ご指摘いただきましてこれを元に戻すということにつきましては今さらどうかということも考えますので、今後給与の改善の面でこのような実態につきましても十分計算を出してみて職員の理解を得ていくという方法がこれから採らんじゃあないかと思っています。

○ 9番（松島重克君） 見返りとして本棒に7割を組み入れたと、残り3割では将来つじつまが合わなくなるということにははっきりしておるんです。問題はカットした一時金を本棒に入れて、そして今回それを含めたアップが人事院の示めす額よりも上回っているということになりますとこれは必ず県から指摘されるはずですね。

その時に当局はどう対応されるのか。どういう見解を持って臨まれるのか。特に一時金カットというのはヤミ給与だというように決めつけられる恐れもあるわけです。こういう場合、どういう見解を持って県の指摘に対応されるのか。

○ 助役（新城繁正君） これは確かに県の指摘を受けることは間違いないと思います。従いまして私共といたしましては県の指摘に対しましてこれをどう説明して対処していくかということがこれからの課題になるわけですが、これは別にはっきりしていることでございますのでこれにへりくつをつけることは許されないことです。

ただ、これまでの期末手当の100分の550から落しまして100分の520、それから100分の490とひとつの努力、まったくこれはプラスマイナスゼロでないかという指摘は受けると思いますが、そういう努力につきましては十分説明していきたいと、それと同時に給与関係の改善の経過につきましては組合と当局と十分な話し合いの基に労使関係を十分調和とりながら給与の改善を図って来たという過去の経緯もございます。そういうこと等を十分説明申し上げてご理解を求めていきたいと考えているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） これは前年度も当然指摘されていたと思うわけですね。特にそういうことがあるから対応する場合はどういう見解を持って臨まれるかということを知っているわけですね。前年度はどのような指摘を受けてどのように対応されたのか。

○ 助役（新城繁正君） 確かに昨年も指摘は受けましたけれども、一応は自治体の条例に基づいた支給ということになっておりまして、おそらく県としてもそういうことを十分考慮していることと思います。一応指摘はいたしまして、昨年はおしかりを受けたということで、県が理解をしたということにはならないと思いますがいつの間にか終わってしまうということになるわけですがそういう実態がありますので、去年も指摘されてまた今年もこうやったかということは当然出て来ると思います。実は去年の指摘を受けた後でも56年度の給与改善の経過について助役、或いは担当課長の非公式な会合がありますが、その都度人勸前の有額回答は止めなさい、それからカットして本棒に組み入れることはやるなということ指摘を受けておりますが、私達といたしましてはこういうことは労使で約束しているからこれを履行しなければいかん立場にありますということ等は既に申し上げているわけでありまして、これから給与体系の改善に努力をしていくということで組み入れについて理解を求めていきたいということを考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） 前年度に続いて本年度も指摘されるのはほぼ間違いないということでこういう議案を提案されているということですが、覚悟はしておられるということでそれはそれで結構ですが、ひとつ念を押しておきたいことは2か年にわたって指摘され、自治省や県の考え方に逆った方向に向っている本村のこういう人件費関係について何等かの制裁措置が加えられるという懸念はあるかないか正確なところをお聞かせ願いたいと思います。

○ 助役（新城繁正君） これまでの県の担当課との話し合い、或いは県の説明会等の経緯からいたしますれば、交付税からカットするとかいうそういう制裁措置までは、56年4月1日では104.3ですから、県が106でございます。そういたしますと本棒に組み入れましていくらかはラスに変動があるとは予想されますが、いずれにしても1%内外ということからしましても105強ぐらいにとどまるのではないかとこのように考えますと、これは県がやることございまして私がこうであるという返答は出来ませんが、現在の立場からするとそういうことはあり得ないだろう、ただ、何等かの形での指導というものはあるだろうと当然考えられるわけです。

○ 9番（松島重克君） こういう難かしい人件費関係の問題が出るというのも本村は独自の給与表を採用しているからということなんですね。人件費に関して議会あたりでどうこうするという所は少なくなっているんです。こういうことから、或いは諸情勢からしまして人事院が示めず給与表というものを避けて通れない時期に来ていると思いますが、最後にその



辺の当局の考え方を聞いておきたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 沖縄県内の約半分が人事院の示めす給与表を使っているわけです。これにつきましては前から等級制のある給与表を使おうじゃあないかということで話し合っているわけですがまだ実施には至ってないわけですし、これにつきましても新年度になって組合の方に案も示めしまして話し合いを煮詰めていきたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第6号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後2時59分）

再 開（午後3時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

4番退場。

これより議案第7号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第8号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第9号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第10号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第11号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第12号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第13号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第14号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番(平良嘉清君) 水産振興費の委託料5,500千円が減額になっていますが、そのいきさつについてお伺いします。

○ 経済課長(仲村順三君) 56年度に塩屋漁港の7次計に向けての概要計画書作成をやるために予算を計上してありましたが、7次計が57年度に難かしいということになりまして、おそらく58年度に7次計の中に本村が入って来るのではないかと思います。その概要計画

については村でやる必要はないということで、県で計画がなされるということを知っておりまして、そういうことで補正減をお願いしているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 7次計画の中に塩屋漁港入っているわけですが、年次は分からんが県の予算でこれをやるということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 塩屋漁港については漁港改善7次計画に入れるために県にも随分要請いたしまして、国といたしましても7次計画の中に入れてもらっております。57年度から7次計画始まるわけですが、県としましては58年度からしか始められないと、言うことは漁業者数の多い所から57年度で始まると、本村はどうしても58年度からしか始められないということで、漁港の工事は県営でやってもらおうと、これは技術的にも相当高い技術が要りますので県でやってもらおうと、又、沖繩は県営でやってもらいたいという希望が多いということで、これは県営でやってもらうように漁港課とは話し合いやりまして、極力調査等の必要なものにつきましては県が示めすと、この費用の持ち分につきましてはまだ話し合いしておりませんが、どのような調査が最少限必要かということを知りたくて今年には必要ないということなんです。

○ 9番（松島重克君） 今のところと同じですが、塩屋漁港概要計画作成ということではありますが、概要計画書とはどういうものを指しているのか分かり易く説明願いたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 概要計画書というのは基礎的な資料の作成、例えば、波浪調査、深淺調査も含めてどういう型のもを造るんだという概要を作成するということです。

○ 9番（松島重克君） それ以外に構想とか考えとかお持ちではありませんか。

○ 経済課長（仲村順三君） 概要となると大まかな事業費がどの程度になるかということを知りたくてコンサルタントに委託をして出して来ると、具体的にはっきりした返答は出来ません。

○ 9番（松島重克君） 教育費国庫補助金が減額なっていますが、この説明の時に基準に外れているという説明をなされておりますが、国庫補助の基準とはどういうものを指しているのか。その辺を説明願いたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時26分）

再 開（午後3時27分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 国庫補助事業をやろうとする場合は基準があるわけですが、基準に合わないものが入っておりまして審査の段階で落されているわけです。

○ 9番（松島重克君） だから何故外されたかというところに疑問があるわけですがね。

設備や人員等にもかかわりがあるのかですね。もしあれば、その辺も含めて説明願いたいと思います。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 幼稚園の対象となる備品は幼児用の机、腰掛、教諭用の机、腰掛、黒板、運動用具、積み木、教材用備品、楽器、視聴覚教材、保健衛生等ですが、対象にならなかったのは木製の雑誌のタンス、画用紙などを入れる整理だな、万能スタンド、色紙の整理をするケース、レコードのケース、紙芝居の台、こういうものが対象外になっているわけです。

○ 教育長（宮城松一君） 人数や学級数とかには何も関係ございません。

○ 9番（松島重克君） 1学級に2つは要らんということは、そうするとどうということになりますか。

○ 教育長（宮城松一君） 1学級でいくつというものがありますので、それ以上に購入した場合には余ったものは削られてしまうということです。

○ 9番（松島重克君） 2か所の幼稚園からこれだけ減額されているということなんですが、1学級に2つは要らんということは既にひとつはあるということですか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） これは前からあるものではなくして、一緒に計画したものです。

○ 9番（松島重克君） そうしますとひとつは認められたというわけですか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） ひとつは認めているわけです。

○ 9番（松島重克君） ふたつを計画して予算が計上されているということはふたつが必要であったということなんでしょうなあ。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） そのとおりでございます。

○ 9番（松島重克君） そうしますと必要であるふたつのものからひとつが削られたということになると幼稚園は困りはしませんか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 大宜味の場合は去年の4月1日から保育所がスタートしましたので、保管庫をもらっていいということでしたのでそれを使っているわけです。今のところは不自由はないわけです。

○ 9番（松島重克君） 予算計上の時にふたつ必要だからふたつ分を計上されたということですね。ひとつは認められたがひとつは削られたと、そうするとひとつ不足するから困るのではないかと考えたわけだが、そういう代用で出来るものであれば初めからふたつは必要でなくひとつにしておけば良かったのではないかという考えも出ますが、その辺はどうですか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 予算は既に組み込んで回っておりましたので、開

園する間際になってそういうことが出たものですから、そのまま持ち出ししないで結局は不用額となっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 備品等に関して金額で各幼稚園に割り当てているのか。備品を指定して割り当てているのか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 予算のわくを作ってその範囲でやっています。

○ 9番（松島重克君） 今までの話を聞きますと補助の対象になるものとならないもの、そのものがお分かりにならなかったということですね。そうなりますと割り当てられた金が使えないということが出て来るわけですね。対象になるならないが分かれば対象になるものを計画立てたと思うんですがね。そうしますと対象になるものであれば補助が来るのに対象にならないものを計画したために減額になって金が使えないとこれは今後参考にしてこういうことがないようにやらなければいかんと思いますがどうですか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） これは大きなミスで反省しております。今後そういうことがないように注意します。

○ 13番（平良嘉清君） 農業振興費の11節にさとうきび生産向上対策事業456千円減額なっています。それと19節に荒ぶ地再開発事業とパインアップル新植補助金ですがこれは対応する面積が足りなくてカットしたのか。

○ 経済課長（仲村順三君） さとうきびは前年度の実績を踏まえて予算計上するわけですが、県の割り当てが減じたということです。

パイン新植は当初20ヘクタール予定していたものが調査段階で15ヘクタール内外になるのではないかという予測が出て来たので補正減であります。

○ 13番（平良嘉清君） さとうきび生産向上対策については補助対象になる項目があると思います。どの面がカットされたのか。

○ 経済課長（仲村順三君） カットしたのは何かと私の方で係から聞いてないし良く分かりません。

○ 13番（平良嘉清君） 資料があると思いますがそれでご存知ありませんか。

○ 経済課長（仲村順三君） これは病虫害防除の資材代と土地改良済が対象になるんですが、どの部門からいくらとなるのか私の方でチェックしておりませんので分からないわけですが、係から聞いてご返答したいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時00分）

再 開（午後4時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 係が午後から年休で内容聞いてなくて良く分からないわけですが、まだ事業執行中でありまして農薬或いは土壌改良剤のどちらかを減じなければいけなくなると思います。

○ 13番（平良嘉清君） この予算は当初予算で1,600千円で90ヘクタールであるわけです。担当課長は予算を出された場合は説明を受けたかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 予算が係から上って来た段階で内容聞いたわけですが、説明によると県から予算減するのでそれに見合うだけの事業の減という説明がありましたので、どれからどれだけということまでは聞いておりません。

○ 8番（崎山喜弘君） 社会教育総務費の11節に200千円の補正増でアンケート調査費等となっていますが、その目的と対象となる方、調査時期についてお伺いします。

○ 教育長（宮城松一君） 現在集計中でございますが、小学校5、6年生と中学校の1、2、3年生を対象にいろいろな意識調査のアンケートを取っています。その集計によって今後の子供達の動向というのがはっきりするのではないかということをやっています。

○ 8番（崎山喜弘君） 調査は既に始まっているということですね。

○ 教育長（宮城松一君） 調査中であります。

○ 10番（前田貞四郎君） 住宅建設事業債に住宅用地先行取得5,400千円とありますが説明願います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時15分）

再 開（午後4時21分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 20戸分の起債を計画していたわけですが、12戸分は認めましょう。しかし、8戸分は先行事業取得債で起債してくれと県の係との調整で起債の変更になっております。

○ 10番（前田貞四郎君） 住宅建設事業の6,100千円の減と住宅建設費の15節との関係を説明願います。

○ 建設課長（古我知 清君） 15節に8,248千円減額にしてありますのは当初計画していた工事が、これは主に付帯工事から今年度の事業区域の設定が県で決められまして、当初計画分から減らされた分と入札残の分を合わせまして減になっているわけです。

起債もそれと関連して出て来たと思うんですが起債算定は分かりません。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第15号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第16号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第17号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。



これより議案第18号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 9番（松島重克君） 照屋保さん外28名に村有地払い下げが決定されているようですが、この決定の可否に当って委員会の答申どおりになっているのかどうか。
- 村長（根路銘安昌君） 調整委員会の答申どおりです。
- 9番（松島重克君） そういたしますとこの方々に払い下げに当って面積等についてはどういう配慮がなされているか。
- 村長（根路銘安昌君） 面積につきましてもそのとおりでございます。
- 9番（松島重克君） 面積についてどういう配慮がなされたかと言うのは、村は従来村有地の払い下げに当っては耕地面積がほぼ2町歩ということを目処に払い下げると再三再四言っておられるわけです。そういう面積についてどういう配慮がなされたかということをお尋ねしたいわけです。
- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時37分）

再 開（午後4時56分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第18号の質疑中止いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時57分）

# 第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第4号) 昭和57年2月27日

## 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年2月27日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年2月27日 午後3時40分)

## 2. 出席議員 (12名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 平 良 実 君	11番議員 前 田 福 正 君
6番議員 福 地 善 雄 君	12番議員 東 武 郎 君
7番議員 山 川 正 行 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
8番議員 崎 山 喜 弘 君	14番議員 親 川 富 二 君

## 3. 欠席議員 (2名)

3番議員 山 城 宗 喜 君	4番議員 山 川 保 清 君
----------------	----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 技 手 補 金 城 秀 善 君  
経 済 課 長 仲 村 順 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第1号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について
- 日程第8 議案第8号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について
- 日程第9 議案第9号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第10号 喜納線改良舗装工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第11号 津波地区簡易水道施設工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第12号 白浜地区ほ場整備工事請負契約の変更について
- 日程第13 議案第13号 大宜味村営白浜地区ほ場整備事業賦課金変更について
- 日程第14 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算
- 日程第15 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第16 議案第16号 大宜味村村有地の処分について

日程第17 議案第17号 大宜味村村有地の処分について

日程第18 議案第18号 大宜味村村有地の処分について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第1号から日程第18 議案第18号までを一括議題といたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時53分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

昨日に引き続き議案第18号の質疑を継続いたします。答弁を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 払い下げの村の方針として耕地可能所おおよそ2町歩ということであったがその方針について変わりはないかというふうなことでございますが、払い下げの面積につきまして農家の声とか専業農家を育成することからは、特にパイン栽培におきましては2町歩では足りないということがありまして、2町歩にこだわらないで専業農家でやっていける面積は認めた方がいいだろうということで、いろいろ調整委員会からの意見もございまして面積を2町歩にこだわらないでやろうというふうにやったわけです。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、従来当局がおっしゃっておられた払い下げに当っては耕地面積ほぼ2町歩をやるという方針はなくなったわけですね。

○ 村長（根路銘安昌君） 2町歩限定は改めたということでございます。

○ 9番（松島重克君） 改めたということでなしに、そういう方針がなくなったということではないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 2町歩という前の方針を改めまして、それ以上の面積も払い下げようという考えに改めたということです。

○ 9番（松島重克君） 改めたということに非常にこだわるわけなんですけどね。これは条例から耕地面積ほぼ2町歩ということを削除した時点で議会は面積の制限はなくなったというように受け取っていたわけですが、当局は相変わらず払い下げ面積はほぼ2町歩を目安とするということを何回も議会でおっしゃっておられるわけですよ。だから今まで当局の考えは何処にあるのかという疑問が出ていたわけです。条例からは削除しながら耕地面積は2町歩を目処として払い下げるとこういう矛盾した姿が現在まで来ていると、そして今回の払い下げに当って急に面積にこだわらないというところに疑問を感じているわけです。その急に変わった原因は委員会からそういう考え方を示されたから変わったわけですか。

それとも当局は従来からそれを考えておられたんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 専業農家を育成するためには2町歩では経営規模が足りないといふことの農家の声もあるし、又、調整委員会のそういう意見もあります。専業農家を育成するために耕地の拡大を図っていこうということなんです。

○ 9番（松島重克君） 今回そういう委員会あたりの答申を考慮されて面積の制限をなくしたと、それはそれで結構でしょう。

改めてお伺いしますが、条例から耕地面積2町歩ということを削除した時点ではどういふお考えであったか。

○ 村長（根路銘安昌君） 前は2町歩そこそこと考えていたわけなんですけど最近の農業経営の変化等から見ましてそういうふうに変え方を考えたわけですし、その当時におきましてはおよそ2町歩程度で良からうといふ考えを持っていたわけなんです。その当時随分前のことでございましてあれですが、2町歩とピシヤリしたものではありません。いろいろ問題があるかと思ひまして、少々オーバーしてもその地域や場所によっては認めなければいかんということもありますので、そういうことで条例から外したと考へているわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 答弁にならんですよ。2町歩という制限がある場合でも村の管理上、或いは地形上の問題で2町歩を越して払い下げをしているわけなんです。削除した時点では削除する考へがおありだったと思ひます。これをお聞きしているんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 地域によっては2町歩という面積もなかなか測定出来ないと、或いは地形上他にやってもまずいような所もありまして、ですからそれをオーバーすることも考へられますので2町歩というのを外してある程度のわくの面積は払い下げ事務上支障ないようによろうといふことでこれを外したと思ひているわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 質疑の要旨を良くお聞きしてもらわなければ困りますよ。ほぼ2町歩という耕地面積を払い下げするといふ条例があつても村の管理上の問題とか地形によつて2町歩を越えても払い下げをしておるわけなんですから、あの当時既に2万坪、4万坪といふような面積も払い下げしているわけなんですから、あれがあつても別に支障はなかつたわけなんです。しかし、あえて面積を外されたといふことは何かそこに考へがあつたと思ひますがね。これをお聞きしているんですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） 2町歩というのは耕地可能な所でありまして、耕地可能でない所でありまして村の林業経営に支障を来すところは取ってもらふといふことで面積オーバーの所もやっているわけなんです。その当時におきましては目測で何%の耕地ということになっておりますので、幾分か増えた所もあろうかと思ひます。それで少々のもので払い下げ業務において支障を来すものもありますので、それを外したと記憶しております。

○ 9番（松島重克君） 私の申し上げ方が悪いかどうか分かりませんが、2町歩という面積の制限があっても何等さしさわりなく払い下げがされていたんですよ。あえて削除するからには削除するなりの考えがあたりであったと今の答弁では考えもなくやったとしか受け取れないんですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるように確かに総面積におきまして2町歩以上の土地もあるわけです。払い下げ事務に当りましてやる場合に地域によって2町歩以上やらなければいかん。或いは当時やる場合は耕地面積可能という所も目測でやっているわけですので、その条例の規定と付合しないような、それをやると少々のものでひっかかるということがありますので弾力性を持たすということであつたと記憶しています。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁では本当は答弁にならんわけですよ。

削除する時点で既にそういうことを考慮してやっておられるんですから、しかし、議会で条例は削除したが耕地面積ほぼ2町歩という方針は持続していると指摘した時点で、考えてみるとこれはつじつまが合わない、考えてみましょうということをおっしゃっておられるんですよ。これはどういうことですか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおり確かにそうでございます。先程申し上げましたようにその後も2町歩程度目処にしてやるという考えでございましたが、農業経営上の問題や専業農家育成という面からこの面積では到底足りないということで、面積を増やすという意見が随分ありまして要求もありますので、2町歩にはこだわらないでやろうということで今回のものは払い下げにつきまして考え方を変えたわけでございます。

○ 9番（松島重克君） それは先程お聞きしているんです。私がお聞きしているのは削除されて後、なお耕地面積2町歩を目処として払い下げるということは削除したと条例を削除しながらまだ方針を持っておられるということは矛盾しておりませんかということを質疑した時点で、これは検討を要することだというような答弁をなされているんですよ。だからおかしいということで、そういうことをおっしゃった時の考えはどういうことだったのかということをお聞きしているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに削除して後も2町歩という目処を考えていたわけです。先程申し上げましたように農業経営上の関係でパイン農家は随分大きな面積でなければ専業出来ないというふうなことがありまして、そういうふうなものを考慮して2町歩にこだわらないという考え方に変わったわけです。

○ 9番（松島重克君） 議長、これは質疑に対する答弁になってないですよ。何回も同じことを繰り返すんですよ。私のお聞きしているのは、条例から面積の制限が削除されなお且つ当局は2町歩を目処として払い下げるんだということを何回もおっしゃっておられるか

ら、条例を削除しながら方針があるというのはおかしいんじゃないかという疑問をしたら、確かにそれはおかしいと、これは検討しなければいかんという答弁を議会でなされているからその時はどういう考えで答弁なされたかということをお聞きしているんですが、何回も同じようなことであればおかしいんじゃないですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時15分）

再 開（午前11時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 条例から2町歩の削除をしたが削除しても2町歩を目処にするというのは矛盾じゃないかというふうなご質問だと思っています。

確かに改正する時におきましても条例の趣旨は尊重しようということでやったわけですし、実際の耕地可能な面積はやや2町歩の方針でやろうという考えを持っていたのでございます。条例改正しても2町歩を目処にするということを申し上げましたのは従来の耕地可能な2町歩を条例の趣旨を尊重しようという考え方であったわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁からしますと、別に2町歩というのを削除しなくても十分運用出来るわけなんです。それをあえてされたら、そして長期にわたってその方針を持続されて来ている。その点について指摘しますとおかしいと、これは検討を要するように考えられるというような答弁をなされたからその当時の考えはどういうことだったのかと聞いているわけです。

はっきり申し上げますと、当局は言うておられることとやっていることがつじつまが合わなかったんです。長期にわたって。だから今答弁に四苦八苦されているんですよ。合わないことが無理に合わそうとして来たことが今までの実情でなかったかと思いますが、これはどうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時46分）

再 開（午前11時50分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに2町歩程度を目処に払い下げすると議会の皆さんに申し上げていたわけなんです、実際払い下げしているものと差があるわけです。それにつきましては事情的な面で行われているわけですし、ひとつの考え方としてはそうやっていたわけなんです、相当の誤差がある所もあるわけです。そういう所は内部的に私自身で十分検討してなかったということもあるわけですが、ある程度の差のある所はございます。



○ 9番(松島重克君) 単的に申し上げまして当局は言っていることとやることが合わなかったわけです。それはおっしゃっておられるように十分検討してなかったということに尽ると思うんですがね。問題点は上層部のそういう考え方がはっきりしなければ実際に仕事をやる担当職員は困ると思うんです。そういうことからいろんな問題が波及して来るんです。これは当然考えられることです。今後は上層部がはっきりした方針を持って言うこととやることが合うようにやってもらわなければいかんと思います。そういうことが問題を発生させない大きな方法であると思います。

ところで具体的な例を挙げて申し上げますが、従来当局が耕地面積ほぼ2町歩ということを書いておられたものですからこういうケースが出ているんです。過去に所帯主が村有地を払い下げて耕地面積2町歩以上だと思いますが持っている、ところが最近まで2町歩という目処で払い下げをしているというものですから、今度は家族の他の人の名義で払い下げを申請して今度払い下げが決定しているという人がいるわけです。これはひとつの大きな前例になりますよ。これはいいとか悪いとかでなしに、先程おっしゃったように農家経営からして面積にこだわらないと言っているわけですから、本当はこういうケースは必要ないんですよ。前に払い下げていても希望する人は堂々と所帯主が申請して払い下げることが出来るんですがね。ところが2町歩という従来から方針を持っておられるからこういうケースが出ているんですよ。これについてどうお考えですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 確かに家族の中で前に払い下げをした人の他の人の名義で払い下げの手続きをしているのがございます。その件につきまして住民に十分知らせてなかったということは私共として落ち度であると思います。

その点につきましては私共の考え方を住民に示めてなかったということは申し訳ないと思っています。

○ 9番(松島重克君) だから、農業経営のために村民からそういう声が出ているからもう面積にこだわらないということは十分徹底してもらって、こういう小細工をしないで堂々と払い下げを出来るようにしなければいかんと思いますよ。

それから今回の払い下げに当っては少し変わったケースが出ていますね。価格の決定に当ってはどのような配慮がなされておりますか。

○ 技手補(金城秀善君) 価格の決定に当っては、周囲の地形の状況、距離を見て調整委員会の皆さんと現地を調査しまして調整委員会の答申に基づいて決定しています。

○ 9番(松島重克君) 今の答弁は従来からなされている方針だと思いますね。ところが今回は少し変わったケースというのは耕地になった所を払い下げておりますね。従来耕地になっている所を払い下げられているということは以前から貸地していた人はそういうケース

だったと思うわけですがね。今回の場合は以前に貸地契約もなく新しく耕地を払い下げるといふ場合が出ていますね。そういう変わったケースの取り扱いについて聞いているわけですがね。はたして今の条例でこれが適合するかどうか。その辺はどういうように配慮されたのか。

○ 技手補（金城秀善君） 只今の質問は貸地契約されてないものについてと考えますが、地形、開墾した場合は何%1等級がとれるんだという考えで調整委員会の皆さん協議の上決定をなされたことだと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後0時01分）

再 開（午後1時13分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 9番（松島重克君） 価格の評価に当って一番苦労した点と申し上げればお分かりになるだろうと思いましたがお分かりにならないようですので、具体的に申し上げますと、例の無断耕作地の問題です。あれがどのぐらいの価格で払い下げられるかということはかなりに関心が集まっているようであります。だからこの評価に当ってはかなり苦労されたのではないかと思いますね。

多分その土地には作物があったと思います。その作物はパインとみかんだと思います。だからこれ等の評価に当ってはかなりの苦労があったと思うのでお聞きしたんですがね。現在の等級価格にそぐわない面があって、かなりの苦労があったのではないかと想定しているわけですが、そういうことはありませんでしたか。

○ 技手補（金城秀善君） 評価に当っては調整委員会の答申を尊重して決定しておりますので、例の無断耕作地の作物の評価の件については作物まで入れて単価を出したということはありません。作物の評価はやってない状態でございます。

○ 9番（松島重克君） 作物は何がありましたか。

○ 技手補（金城秀善君） パインとみかんでございます。

○ 9番（松島重克君） このみかん木はどのぐらいの樹木だったですか。

○ 技手補（金城秀善君） 約1メートル50ぐらいあったのではないかと思います。

○ 9番（松島重克君） 本数はどのぐらいですか。

○ 技手補（金城秀善君） 本数は調査しておりません。

○ 9番（松島重克君） 現地を踏まれたらおよそどのぐらいということはお分かりでないですか。

○ 技手補（金城秀善君） 推定ですが、70から80本程度はあるのではないかと思います。

○ 9番(松島重克君) そうしますと耕地になって作物があるということになりますと1等地でなかろうかと思います。ところが原野でも1等地になっている所がありますね。同じ1等地でもその差はかなりあるのではないかと思います。だからこの土地がどのぐらいの価格で払い下げられるかということは当然関心が集まるというのは当たり前だということですね。これからおしてこれが1等地であるならば他のものはもっと下がるだろうと予想する人もかなりいます。これ等の評価に当って従来どおりすんなりと決ったわけですか。

○ 技手補(金城秀善君) 評価は5名の委員と共に評価をしたわけでした、開墾された地形でも元の地形を考慮して評価していますので、その無断開墾地も同じ状態で評価をしていると思います。

○ 9番(松島重克君) 今の評価のし方はそれはそれでいいわけですがね。

その評価のし方は従来から貸地をしておる人の評価の仕方なんです。そういうことから考えますと作物も村有になっているわけでしょう。だからこの評価に当ってはかなりの苦労があったのではないかということでお聞きしたわけですがね。変わったケースが入っておるので価格の評価に当っては配慮されたのかということはどういうことを指しているんです。従来どおりの評価のし方でこういうことがすんなり決まりましたか。

○ 技手補(金城秀善君) おっしゃっている土地についても地形を考慮して他の場所と同じ評価でやっています。

○ 9番(松島重克君) だから貸地をして自力で畑にしたという場合は前の地形を考慮してやるのは当然のことなんです。

今回ケースが違うでしょう。耕地になっているそのものを払い下げるんでしょう。こういうところが違うんです。おまけに作物が入っている。この作物は村有のものである。そうしますとそこには自らこの評価に当っては従来と違うような考え方や見方があったのではないかと、苦慮された点があったのではないかということはどういうことを指しているわけです。これは従来どおり決ったのか。

○ 技手補(金城秀善君) 評価の仕方としては開墾地、未墾地、山林も地形を考慮してやっていますので、山林の場合は地形を見まして開墾した場合は1等級何%取れるということをやっています。既に耕地となっている所も地形を考慮しまして評価しております。一部では開墾している所でも傾斜度を考慮して%を落している所もございます。

○ 9番(松島重克君) あなたがおっしゃっておられるのは何回も申し上げますように、従来から貸地をしていた土地の評価の仕方なんです。これはそれでいいかと思います。

このケースはそうではいかんです。既に耕地になっておって、或いは作物があつて、場合によっては今年度から収穫出来るものもあるはずですよ。だからこの辺の評価に当っては苦慮

されたのではないかと従来の方法でぱっとやりましたということであれば大きなミスがあるということなんです。安易な評価の仕方だということになるでしょう。まして、こういう土地が1等地であるならば他の原野も1等地として評価されているならば公平な評価でなかったというような意見も出る可能性十分にあるわけです。

今までの答弁からしますと、そういうような苦慮とか配慮はなかったように思いますがそういうことですか。

○ 技手補（金城秀善君） 第3者が開墾して別の方に払い下げを決定している土地についても本人が耕作して払い下げしている土地も、金をかけてやったことを考慮しまして、その評価を落とすとかやっておりますんで、あくまでも地形を考慮して評価しているわけです。

○ 9番（松島重克君） そういう評価の仕方であればいろんな意見が出ますよ。本来ならば現在の等級価格には合わないという感じが強いんです。だからそこには相当の検討が加えられ考慮された面があると、しかし、こういうことでこうなったということであれば話は別なんです。今の答弁では従来どおりの評価で差別もしなかったというようになりますと、こういうものから比べて原野を払い下げている人はどうなるかと、これはもっと等級が下がるのではないかと、当然そういう意見が出ますよ。価格が決まっているからこれが高いとか安いとかいうことでなしに評価の方法について聞いているんです。どうですか。

○ 技手補（金城秀善君） 例えば、元の大東パイン跡地の評価と山林の評価について説明を申し上げたいと思います。

大東パイン跡地の評価については元の地形が良くて後の開墾地でございます。その開墾地を当然1等級と、その開墾地は1等級、例えば隣りに山林がありますとその山林の中に平たん地、或いはブルを入れると1等級が取れる所があるとしたらと何%ぐらい取れるんだというように評価をしております。

開墾している所であっても地形が悪くて傾斜地になった所はそれなりに評価を落しています。そういう評価で調整委員は等級を出しています。

○ 9番（松島重克君） それは分かっているわけです。それが従来の評価の仕方なんです。

今回は変わったケースだと何回も申し上げているのは違うから言っているんですよ。原野でも1等地になっている所はあるでしょう。原野でも1等地があればこれからブルを入れて畑にしなければいけません。片方は既に畑になっているでしょう。所によっては作物がある。この作物は村有のものであると、これは誰が考えても価格が違って来るなあと思うんですが、現在の評価の仕方では等級にあてはめていかなければ仕方がないわけですね。だからその辺に苦慮すべき点があったんじゃないかと思っているわけですが、すんなりそのまま決めるというところに納得出来ない面があるわけです。ここら辺がどうなっているかという

ことを聞いているんですがね。

それからこの無断開墾に関しましては前に村長は本人には払い下げないと、同居している家族にも払い下げないと、所帯を別にしている家族なら払い下げると言っておりましたが、この払い下げの人数の中ではおっしゃっておられた通りにやってないものが含まれているようですが、これについてはどう考えますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断開墾地につきましては方針としても本人に払い下げしないということでやっています。又、調整委員会にもそういう方針を示めしまして、調整委員会としましてもその方がいいという答申がありまして無断開墾した人には無断開墾した所は払い下げしないという考えでそのとおりでと思います。

無断開墾している本人には勿論払い下げしておりません。

家族の中でも別に農業を営んでいる者は払い下げをいたしております。

○ 9番（松島重克君） 所帯を別にしている人には認めるがということであれば所帯が同一であれば認めないということでしょう。だからその辺がどうなっているかということを知っているんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程のもの訂正いたします。

家族と申しましたが、親と子の関係で同一家族ではない別に生計を営んでいる者に払い下げをしております。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁間違いありませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 住居は別だというように報告を受けております。

○ 9番（松島重克君） 別になったのは何時かお分かりですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時39分）

再 開（午後1時43分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 技手補（金城秀善君） その方は昭和56年7月21日に転居されています。

○ 9番（松島重克君） この問題が提起されたのは何時かご存知ですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時49分）

再 開（午後2時05分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（仲村順三君） この無断開墾地の問題が調整委員会から提起されたのが54年11月となっています。

○ 9番（松島重克君） その時点では所帯が別になっていましたか。  
○ 経済課長（仲村順三君） その時点では所帯は一緒だったと思います。その後には住居を移転しておりませんので、多分一緒だったと思います。

○ 9番（松島重克君） そうしますと問題はいろいろありますよ。片方では問題の土地を放棄している人も出ているぐらいですから、片方ではこういうように問題が出たから名義を変えて払い下げると、はたしてこれで公平な取り扱いになっているかどうか。当局は委員会の答申十分お聞きになっておりますか。調整委員会の委員長の話は、これについては農業に熱心であるので特別に認めようというような話をされているんですよこれは委員会の考えだからこれはこれでいいでしょう。しかし、最終可否の決定をするのは当局でしょう。そうしますと当局は議会で言っていることとその処置と合わさなければいかんでしょう。もし、合っておらなければ合っておらない何等かの根拠を示めさなければいけない。その辺はどうなっていますか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時10分）

再 開（午後2時12分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） この本人について調整委員会で調査いたしておりますのが10月でございます。その段階におきましては住居も別になっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 問題を提起した時点で払い下げ調整委員会は無断開墾者には払い下げしないということを建議しているでしょう。所帯が別になったのはずっと後でしょう。そうでないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 問題が提起されて後相当期日が離れた後に住居の移転がなされているということになっています。

○ 9番（松島重克君） そうしますと、その間では議会でもこの問題について相当のやりとりがなされているわけです。そうしますと片方では放棄をせざるを得ないということで放棄をした人も出ている。片方ではそういう操作でもって出来ると、これは不公平だという感じは十分出るわけです。ましてや調整委員会の委員長の議会における答弁では、この方は熱心だから認めようという答申をするんだということを言っておられるんです。こちら辺につじつまが合わないところが沢山出ているんです。だから、それならそれで根拠を示めて、こういうことになっているから払い下げの可否を決定したという根拠を十分示めさなければいけないのではないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断開墾している方の親子関係にあるのが手続きしてあるわけ

なんですが、同一所帯で同じ関係にある者は払い下げしない方針であると前に申し上げていたわけですが、調査の段階で意欲的に農業に打ち込んでいるということで調査もやっているわけですがそれと同時に所帯別の調査もやっているわけです。

所帯が独立しましたのが56年7月でございます。

この調査を実施したのが10月でございますして独立した後の調査ということになります。そういう結果を踏まえまして払い下げ妥当だという結果が出ておりまして、そういうことに基づきまして払い下げをすることにしたわけです。

○ 9番（松島重克君） 56年7月に所帯が別になっているということなんですが、所帯が別になる時点までには相当議会で質疑応答が繰り返されているでしょう。その後そういう措置を講じて払い下げが認められているという形になっておりますね。しかし、片方では放棄している人も出ているわけだから、こういう観点から見ると不公平だという感じは出るでしょう。問題が出て本人に或いは同居の家族には払い下げることが出来ないということが分かればぱっと変えると、はたしてこれでいいのかどうか。もう一点は、調整委員会が特別に農業に熱心だから払い下げをする方がいいというような答申を出したというところに問題があるわけです。何故こういうものを付けたかと、所帯が別で払い下げの場合に何等支障がない場合はそんなもの付ける必要ないでしょう。この問題の人達に関して、差しさわりはあるんだが特別に熱心だからこの人には払い下げようという意味の答申なんですよ。あなたがそれをどう受け取ったかということです。だから十分お聞きになっているかということはどういう点なんですよ。他の人と同じように差しさわりのない人なら特別に熱心だから認めましょうという答申を委員会はしないでしょう。そういう点どういうように受け取っておられるか分かり易い根拠を示してもらいたい。

○ 村長（根路銘安昌君） 結局は本人も独立して農業やっていると、そして農業も熱心でやっているということです。

○ 9番（松島重克君） これは問題が提起されて、議会でそういうやりとりがされて、本人、或いは同居の家族名義では払い下げ出来ないということが分かってからでしょう。

だから委員会はそういうことを踏まえて、そういうこともあるんだが農業に特別熱心だから払い下げをしようと答申されていると私は思っているんです。それでなければ何も特別に熱心だから払い下げすべきであるという答申しないでしょう。そうじゃあないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 調整委員会の調査結果を見ますと、これは前から親の土地ではなくして別の土地を借りて独自で農業経営をやっているというふうなことでございまして、これが出てからやっているのではなくして前から独自でやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 繰り返すようですが、この問題が提起された時点では同一所帯

ではなかったですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 問題提起となると無断開墾の問題の提起だと思うんです。その提起後に住民票は移されているわけなんですけど、その以前から先程申し上げましたように独自で農業経営をやっていたということです。

○ 9番（松島重克君） 村長はそういうことをおっしゃいますが、村長は本人及び同一所帯の家族には払い下げないと言っておられるでしょう。そういうことを言った後所帯が別になっているのではないですか。そうしますと放棄した人達はどういう感じでこれを受け取っているかということなんです。だからそういうことを踏まえて調整委員会は特に農業に熱心であるから払い下げを可とすると答申しているんでしょう。だから村長もそういう考えでないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 勿論、調整委員会の答申どおりでございます。独立しているかどうかの調査もやっているわけでございます。そういうことも踏まえて答申どおりということをお願いいたします。

○ 9番（松島重克君） ところが問題を提起された時は同一所帯でしょう。

本人や同一所帯の人には払い下げしないと分かって後なんです。そうしますと知恵を回す人はそういう方法で払い下げると、放棄する人はしなければいかんと、これは不公平ですよ。これはもっと一貫した方針を打ち出してやらなければいかんと思います。そして答申に基づいてなら答申に基づいてやりましたと、この場合所帯が別だからということは問題ではないでしょう。こういう操作はあったんだがこういう答申があったのでやりましたと、これが正直な答弁でないですか。どうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 答申の調査の中にも立入り調査やっているわけなんです。その中で所帯が別になっていると、問題提起の時は同一所帯でありました。その後独立しておりますので同一所帯と見るわけにはいかないということも考え合わせてやったということです。

○ 9番（松島重克君） これはもうき弁です。そのままでは払い下げられないから方法としてそういうことで所帯を別にして払い下げると、こうしか言えないですよ。だから調整委員会もそういう事情あるんだが特に熱心だから払い下げようという答申をされているんですよ。村長のそういう答弁はでたらめですよ。払い下げられないと分かったから方法としてやっているとしたら取れないんじゃないですか。これでは公平を欠きますよ。可否を決定されているからそれでいいでしょうがね。不公平だという非常に強い感じを住民に与えておりますよ。

次にこの払い下げ価格が64,655,354円という数字が出ておりますが、何故補正しなかったですか。



○ 村長（根路銘安昌君） この払い下げにつきましては57年度までまたがることが予想されますので補正しておりません。

○ 9番（松島重克君） またがるということはどういうことですか。57年度に払い下げるということですか。

○ 経済課長（仲村順三君） この払い下げについては地方課の指導も受けまして、年度越して払い下げするものについても前もって議会の議決を求めた方がいいという指導もございまして、一部は56年度中に払い下げを済ますと、出来ない分については57年度に払い下げをしようということでその金額に見合う補正をしてない状況であります。

○ 9番（松島重克君） 面積も価格も出ているわけですよ。やろうと思えばやれないことはないでしょう。現在の計画として2か年にわたってどういように払い下げようとしているんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 土地取得資金の調達に年度内に可能な方についてはその年度内で払い下げをしようと、資金面で払い下げを57年度で希望する方もおられるので、そういうことも考慮して計画を持っています。

○ 9番（松島重克君） 土地取得資金の融資を受けられるのは殆んど農協でしょう。何時頃になるかということぐらいは分かるのではないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 農協、或いは土地取得資金にかかわる県の農林経済課等とも連絡して、取得資金の借入れは57年1月20日までに書類を提出出来なければ56年度内の資金割り当ては出来ないということがありまして、それで県、或いは農協とも相談しまして57年度早々には土地取得資金を借入れするように話し合いを進めている状況です。

○ 9番（松島重克君） 2か年にわたってやろうという考えは資金面のことがあると、はっきり分からないが2か年と、それなら57年度に予算計上するという答弁なきとらいいんじゃないですか。現在、価格が分かって面積が分かっているならば、本来ならば総計主義の立場に立ったならば本年度予算に計上すべきでしょう。

こんなあやふやなことがありますか。当初予算に売払い代金1千万円組まれているでしょう。あれは大体の目処で組まれているはずですよ。そうしますと総計主義の立場から現在出ている数字は組まなければいけません。やはり村の方針というのは予算に表われて来るわけですから、あやふやではないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 地方課の指導も仰いで、公共財産を処分する場合には2か年3か年にまたがるが前もって議会の議決を求めておく方がいいんじゃないかというふうな指導もございまして、購入希望者の方達とも話し合いをし、農協や県とも連絡を取り合って土地取得資金の貸し付けが今年度は間に合わないということもありまして、今年度に契約出

来ないものは来年度にやるということでございます。

○ 9番（松島重克君） じゃあ本年度の当初予算に組まれている1千万円というのはいけそうということですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 購入希望者の方達と話をして年度内にやるということで、当初予算組んでいる分については歳入欠陥が出ないように出来ると思います。

○ 9番（松島重克君） これは1千万円になっていますがこれに合わすということできなしに、本年度に払い下げ出来る人は面積、金額ということを考えておられますか。

それがお分かりなら56年度はどのぐらいというのはお分かりでしょう。

○ 経済課長（仲村順三君） おっしゃるとおりその金額等も見込んでいます。

○ 9番（松島重克君） 56年度はおよそのぐらいと目処をつけておれば1千万円というものも補正する必要が出るんじゃないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 今のところはっきりこれだけということできなくして、今議会で議決になれば56年度に契約したいという人達と話し合いまして、当初組んでいる1千万円をオーバーする分については3月議会において補正をしていきたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 何故そういうことを申し上げているかと言いますと、当初見込んでおられた額と実際に出て来た額と大きな開きでしょう。1千万円と6千万円余りでしょう。補正しないと悪くいえば隠し財源でないかと言われますよ。そしてこれだけの数字が予算に計上されることによって村の姿勢というものがこれから伺えるわけです。この辺にあなた方の見方が甘ったと言えると思います。そうでないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かに当初計画が作業を進めて来てみて甘かったと反省しております。

○ 議長（玉城一昌君） 5番、12番、14番退場。（午後2時44分）

他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後2時45分）

再 開（午後3時37分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

この際会期の延長を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際会期の延長を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第19 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は2月27日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を3月1日まで延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は3月1日まで延長することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時40分）

# 第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第5号) 昭和57年3月1日

## 1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和57年3月1日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年3月1日 午後1時43分)

## 2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君      書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第5号）

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第1号  | 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第2  | 議案第2号  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3  | 議案第3号  | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第4  | 議案第4号  | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例    |
| 日程第5  | 議案第5号  | 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例               |
| 日程第6  | 議案第6号  | 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例                |
| 日程第7  | 議案第7号  | 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について                |
| 日程第8  | 議案第8号  | 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について                |
| 日程第9  | 議案第9号  | 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について                |
| 日程第10 | 議案第10号 | 喜納線改良舗装工事請負契約の変更について                   |
| 日程第11 | 議案第11号 | 津波地区簡易水道施設工事請負契約の変更について                |
| 日程第12 | 議案第12号 | 白浜地区ほ場整備工事請負契約の変更について                  |
| 日程第13 | 議案第13号 | 大宜味村営白浜地区ほ場整備事業賦課金変更について               |
| 日程第14 | 議案第14号 | 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算                     |
| 日程第15 | 議案第15号 | 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算               |
| 日程第16 | 議案第16号 | 大宜味村村有地の処分について                         |
| 日程第17 | 議案第17号 | 大宜味村村有地の処分について                         |
| 日程第18 | 議案第18号 | 大宜味村村有地の処分について                         |

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第1号から日程第18 議案第18号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時27分）

○議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第2号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第3号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第4号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

9番退場。(午後1時30分)

これより議案第5号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後1時31分)

再 開 (午後1時32分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。



9番入場。

これより議案第6号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第7号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第8号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第9号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約の変更について採決いたします。  
本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第10号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 喜納線改良舗装工事請負契約の変更について採決いたします。  
本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第11号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 津波地区簡易水道施設工事請負契約の変更について採決いたします。  
本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第12号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 白浜地区ほ場整備工事請負契約の変更について採決いたします。  
本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第13号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 大宜味村宮白浜地区ほ場整備事業賦課金変更について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第15号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案等15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

13番退場。(午後1時38分)

これより議案第16号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 大宜味村村有地の処分について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第17号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 大宜味村村有地の処分について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第18号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 大宜味村村有地の処分について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後1時40分)

再 開 (午後1時42分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

13番入場。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理について議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することに決しました。本議会に付議された事件は全部終了いたしました。

よって、これをもって昭和57年第1回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

閉 会 (午後1時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (6 番) 福 地 善 雄

署名議員 (7 番) 山 川 正 行